



児童相談所 / 市区町村で共通利用可能な子ども虐待対応のためのセーフティアセスメントツールとガイドブック

令和 2 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 調査研究課題番号 6

児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究

- (a) 児童相談所および市区町村で実践的に活用可能なセーフティアセスメントツールの開発と予測的妥当性・評定者間一致性の検証
- (b) アセスメントツールの活用実態と今後の活用の在り方について

事業主体：国立研究開発法人 産業技術総合研究所

今、児童虐待になぜ「データ分析」なのか

私たちが人間ドックを受けに医療機関に行った時の事を考えてみて下さい。検査する項目が医療機関ごとに違っては、例えば前回受けた結果と比較ができないかもしれません。また、体の健康状態をきちんと表す検査が選ばれていなければ、結果はあてになりません。更には実施するのが簡単な検査でなければ多くの人は受けられません。

基本的な検査項目を揃えることで、過去と現在、自分と他の多くの人との比較ができるようになり、私たちの健康状態やどんな病気に注意すればよいのかも分かるようになります。項目 A と項目 E の数値が高いと重篤な病気の可能性もある、という事も見えてきます。

つまり、検査項目を統一し、その結果を分析することで、見えてくるものがあるのです。私たちの担当医がどれほどベテランであっても、全国にいる医師の蓄積された経験の総量にはかないません。多くのデータを分析することの意味はそこにあるのです。

今まで、子ども虐待の分野で、このようなデータの活用はほとんどなされてきませんでした。今後全国で集めたデータを参考に重要な決定ができるようになれば、子どもの最善の利益につながり、かつ児童相談所や市区町村の現場を助ける一つのツールになるのではないかと考えます。今回のアセスメント研究はその端緒であり、虐待事例を評価するための基本的な検査項目案の統一とご理解いただくと分かりやすいと思います。



調査研究事業担当者および検討委員 一同

CONTENTS

目次

第 1 章	本ガイドブックの目的	P3
第 2 章	セーフティアセスメントツールの構成と使い方	P5
第 3 章	セーフティアセスメントツールへの入力タイミング	P10
第 4 章	セーフティアセスメントツールを業務に役立てるために	P11
第 5 章	今後の課題と展望	P14
	おわりに	P17
	巻末付録 1：一時保護（依頼）検討項目 各項目の説明	P18
	巻末付録 2：本事業成果物・セーフティアセスメントツール	P23

本ガイドブックの目的

本ガイドブックは、児童相談所、および市区町村がセーフティアセスメントツールを用いる際に、どのように使用すればよいかをまとめた手引きである。セーフティアセスメントの考え方、他のアセスメントツールと比較した位置づけ、各場面での使い方、該当/非該当の付け方についてご理解の上、本ツールをご使用いただきたい。

なお、本書では、児童相談所を「児相」、市区町村から児童相談所への通告/送致を「児相への通告/送致」と称する。

セーフティアセスメント

セーフティアセスメントの目的は、虐待通告に際し、子どもの安全が疑わしい場合に、一時保護した方が良いかどうかの判断（市区町村の場合、児童相談所へ一時保護の要否判断を求めて通告/送致すべきかどうかの判断）を行うことである。そのために、セーフティアセスメントツールを用いて、事態が重篤かどうかを評価する。特に、①通告受理時から子どもの安全確認調査を通じて一時保護の要否判断を行い、その上での援助方針会議までと、②在宅支援中に子どもの安全確認ができない(子どもに会えない、訪問拒否、面接日キャンセル)など、リミットアセスメントを経て再度一時保護の要否を検討すべきだと判断された場合を想定している。

通告受理直後の初動の場合は、特に情報が不足しており、状況判断の不確実性が高い。本セーフティアセスメントツールは、そのような限られた情報から、事態が重篤かどうかを見立てることを主眼とする。ゆえに、ストレングスを評価する項目はあえて含めていない。

ただし、事態が重篤かどうかを判断する際、明らかに一つの項目だけで重篤と判断できる場合と、いくつかの項目に該当することで重篤と判断される場合が想定される。それについては、「セーフティアセスメントツールの構成と使い方」の章で説明する。

本ツールのアセスメント項目は、本調査で得られたデータに基づいて選定された。これらは、子どもの安全が疑わしい状況において一時保護が必要かどうかの判断を下すために、一定程度の根拠が確認された項目といえる。しかし、複雑な子ども虐待対応場面においては、まだ完全な判断ツールではない。今後、本セーフティアセスメントツールの各項目の該当状況データと、実際の現場がどのように判断・行動したかのデータを試行的に蓄積し、照合することが重要である。ある状況に対してどのような対応が望ましいのか、継続的に検証を行い、必要に応じてアセスメント項目を改定し、具体的な判断の仕組みを作りこんでいく必要がある。このようにアップデートしていくことを前提としたツールであることをご理解の上、活用いただきたい。

その他のアセスメントツールとの違い

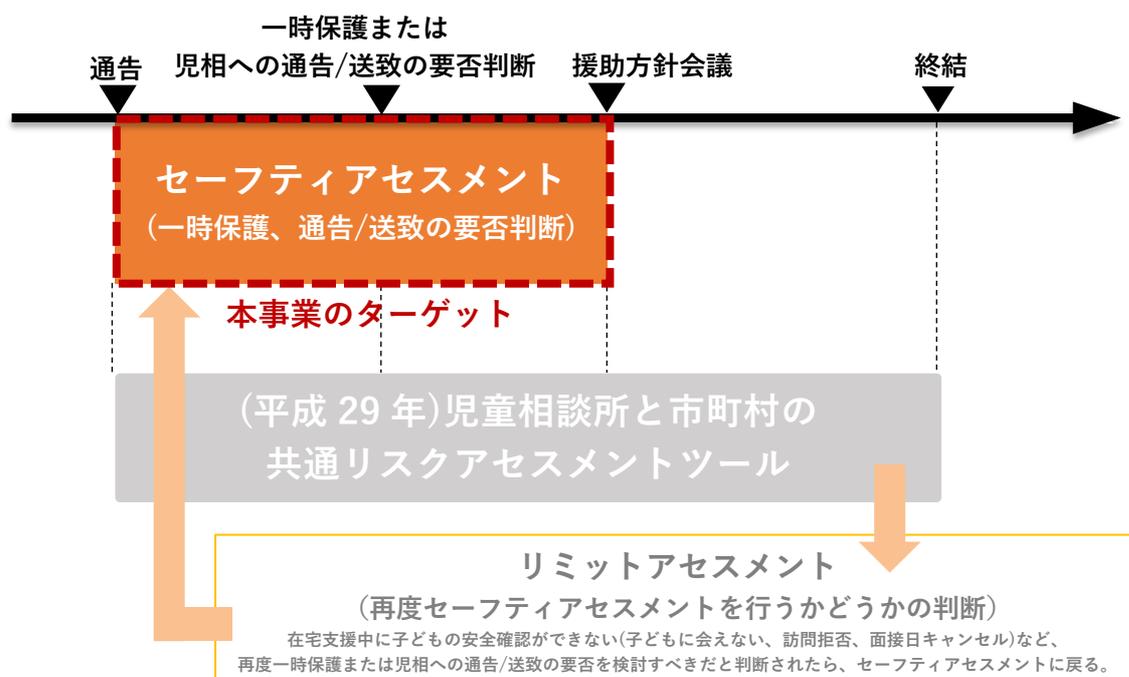
本セーフティアセスメントツールと他のアセスメントツールのターゲットの違いについて述べる。

本セーフティアセスメントツールのターゲットは、「通告からの初期調査において一時保護(または市区町村から児相への通告/送致)の要否判断を経た援助方針会議までの場面」、および「在宅支援継続中のある時点で、現状方針を見直し、一時保護(または市区町村から児相への通告/送致)を再度検討する場面」である。

これらの状況において、子どもの安全が疑わしい場合に、一時保護(または市区町村から児相への通告または送致)の必要性を判断するためのツールである。(なお、市区町村から児童相談所への通告/送致は、一時保護の要請ではなく、一時保護の検討依頼となることに留意されたい。)

一方で、平成 29 年に厚労省から通知があった『児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール』は、通告時からの情報収集とリスクの見立てを総括し、支援のプランニングを行う段階で使用されることが目的となっている。

そのため、本セーフティアセスメントツールは、「子どもの安全が疑わしい状況かどうか」を見立て、一時保護(または市区町村から児相への通告/送致)の要否を判断するために参照いただきたい。一方で、共通リスクアセスメントツールは、総合的なリスク情報の収集とプランニングを行うことに活用いただきたい。それぞれのツールは、目的や設計思想が異なっており、並立共存するものである。



セーフティアセスメントツールの構成と使い方

本ツールは、A4 表裏 1 枚のシートとなる。以下では、表面・裏面それぞれを紹介する。

表面：一時保護(依頼)“要”検討項目とプロフィール欄

表面は、重篤虐待を示す項目を「S ランク・一時保護(依頼)要検討項目」として設定した。市区町村の利用においては、「一時保護の依頼(=通告/送致)要検討項目」に読み替えるものとする。令和元年度調査研究で明示した項目をベースに、本調査研究事業の有識者検討委員の意見をふまえ、よりわかりやすく改定した。そのため、令和元年度調査研究で提示したツールや、本事業の全国 web 調査で提示したアセスメント項目とは一部異なる点がある。なお、セーフティアセスメントの性質上、調査による確認が必要な項目についても極力排除した。

この「一時保護(依頼)要検討項目」に 1 つでも該当する場合には、一時保護または児相への通告/送致を要する。S ランクの No.1~57 の項目について、「①それを引き起こした不適切な行為が確認されている」「②行為が行われた疑いがある」「③状況について合理的な説明がない、または経過不明」のいずれかに当てはまるのであれば、児童相談所では一時保護、市区町村では児相への通告/送致をしていただきたい。特に性的虐待については、性的虐待対応のガイドラインに基づき、疑いがあった段階で調査保護が必要なことに留意されたい。

1.重篤身体的虐待^{※1} 2.重篤ネグレクト 3.性的虐待の疑い 4.重篤なその他虐待及びその疑い^{※2} のそれぞれについて、①②③のチェック欄と、項目番号の記入欄を設けた。また、各項目は「児童」「養育者」などのカテゴリに分けて示した^{※3}。一時保護の要否判断（市区町村は児相への通告/送致の要否判断）までに、①②③のどれに当てはまるかのチェックと（複数選択可）、可能であれば括弧内に該当する項目番号も記入されたい。

また、市区町村の本セーフティアセスメントツールの利用においては、本項目に該当したからといって、必ずしも児相が一時保護を行うことを保証するものではない。あくまでも「一時保護の要否判断」を市区町村が児童相談所に依頼するものとして、児相へ通告/送致を行う際に参照する。一時保護実施の判断は児童相談所が行うため、市区町村から児童相談所への一時保護の要請ではないことに留意されたい。

プロフィール欄は、子ども虐待対応の手引きにある「虐待通告受付票」の付票としても使えるように配置した。現場運用のためには、アセスメント情報と、児童名・年齢（または生年月日）・性別・住所を含む個人を特定する情報、受付経路、児童の識別番号、主訴などが紐付いて管理される必要がある。また、今後データを蓄積・検証していく上でも、基本情報とアセスメント情報が、全て紐付いていることが重要である。

※1 重篤身体的虐待の「No.21 その他重篤な身体的虐待」には、以下のような例が含まれる。

- ・(乳児の場合のみ)移動を獲得する前の段階で児童に外傷がある
- ・児童が泣き止まないことに苛立っての身体的暴力がある(ただし、年齢や暴力の内容を考慮すること)
- ・児童に鼓膜破裂・難聴・鼻中隔骨折などの耳鼻科的所見が認められる
- ・児童の耳・脳・腹部・下腹部・背中・脂肪部位(内腿・臀部)など、事故で受傷しにくい部位に外傷や内出血がある
- ・小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど児童の身体に特徴的な形状の外傷・瘢痕(古傷)がある

※2 重篤心理的虐待ではなく、「重篤なその他虐待」としている理由は、心理的虐待以外が起きている場合や、種別が複数併存する場合があるためである。

※3 各項目は、「児童」「暴力行為」「養育者」「家庭」といった形でカテゴリ化した。例えば、No.37「性器や性交を見せる」という項目は、「養育者が、児童へ性器や性交を見せる」ことを表す。「児童」には児童の状態と行為を含み、「養育者」には養育者の状態と行為を含む。

裏面：一時保護検討(依頼)項目と意思決定記入欄

裏面では、重篤かどうかを予測する項目を「一時保護(依頼)検討項目」として明示している。市区町村の利用においては、「一時保護の依頼(=通告/送致)検討項目」に読み替えるものとする。一時保護(依頼)検討項目の中でも、予測に強く貢献する項目を A ランク（必須入力）とし、次いで貢献する項目を B ランク（任意入力）として設定した。これらの項目に該当した場合には、ツール表面の「一時保護(依頼)要検討項目」ほどではないとしても、重篤な可能性があるため、一時保護（または児相への通告/送致）を検討されたい。下部には、結果として一時保護（または児相への通告/送致）を行ったかどうかを記入する「意思決定と判断理由」欄を設けた。

A ランク・必須入力項目は、一時保護の要否判断（市区町村は児相への通告/送致の要否判断）まで、B ランク・任意入力項目は、援助方針会議までに記入されたい。選択肢の「はい」は該当があることが確認されている場合、「いいえ」は該当しないことが確認されている場合、「不明」は疑いを含め、該当について判断ができない場合にチェックされたい。

各項目は、「外傷」「家庭環境」「児童」「養育者」「過去」「その他」に関する要因に分かれており、例えば、A-6「情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある」という項目は、「**児童に**、情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある」ことを表す。各項目の詳細については、巻末付録 1 で確認されたい。

◆「一時保護(依頼)検討項目」とは

一時保護(依頼)検討項目とは、「重篤かどうかを予測する項目」のことである。つまり、その項目に該当するか否かが、重篤であるかどうかの予測に影響する項目である。セーフティアセスメント項目の回答パターンから、機械学習で重篤事態を予測する仕組みを構築し、各項目がその予測にどのくらい貢献するかを評価することで抽出した。

この時、重篤かどうかの予測に影響する度合いが大きい順に項目を並べ、上位の項目を、この「一時保護(依頼)検討項目」として選定した。令和元年度調査研究・本調査研究の解析結果をふまえて、予測への貢献が特に大きいと評価された項目を A ランク、次いで貢献が大きいと評価された項目を B ランクとした。

一時保護(依頼)検討項目				はい	いいえ	不明
A ランク・必須入力 一時保護(通告/送致)の要否判断まで	A-1	外傷	養育者の説明の回避、または説明内容に疑念がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-2	家庭環境	支援や介入の困難、または支援のための資源が不足している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-3		養育負担の偏りがある、または夜間監護がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-4		養育環境が不適切である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-5		経済不安、または就労の不安定さがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-6	児童	情緒的な問題、対人距離、または愛着関係に課題がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-7		養育者を過剰に支持する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-8		育てにくさがある児童である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-9		養育者に対して挑発やエスカレートする行為がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-10		摂食や排泄の異常、または喘息やアレルギーがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-11	養育者	過剰なしつけ、体罰での暴力、正座等の強制、または暴力のほめかしがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-12		養育者の都合が養育より優先している、生活が自己中心的である、態度から事態改善が見込まれない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-13		育児スキルの不足や育児の不履行がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-14		怒りや突発的事態への対処が困難	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-15		支援の拒絶、回避、もしくは無関心さがある、または支援者への態度に一貫性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-16		精神科の通院歴、不安定さ、判断力の減退、または養育困難さがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-17		養育者の家庭外ストレスがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-18	過去	児童に被虐待歴がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	A-19		きょうだいに相談歴、一時保護歴、または措置歴等がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B ランク・任意入力 援助方針会議まで	B-1	外傷	噛み傷、わずかな傷、または説明されない傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-2	家庭	家族構成、または同居人に変化がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-3	児童	児童の身体に打撲痕や内出血などの外傷がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-4		学業上での課題を抱えている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-5	養育者	通告による傷つきやプレッシャーを感じている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-6		虐待の黙認、擁護、認識欠如がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-7		夫婦間葛藤、対立、もしくは話し合いの困難さがある、または夫婦間の立場が対等ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-8		支援者への攻撃性がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-9		「若年出産(10代での妊娠・出産)である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-10		人前での暴言や暴力がある、または泣いてもあやさない様子がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-11		物質や行為への依存がある、または発達障害の診断や疑いがある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	B-12	他	今までに経験したことのない事例である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

意思決定と判断理由			
A	一時保護(依頼)に関する 入力時点の意思決定	児童相談所: 市区町村:	<input type="checkbox"/> 在宅支援 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 指導あり <input type="checkbox"/> 要保護 <input type="checkbox"/> 一時保護 <input type="checkbox"/> 児相へ通告/送致
B	緊急出動を行ったか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
C	一時保護(児相への通告/送致)を行ったか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
D	一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由 自由記入欄	<input type="checkbox"/> 泣き声通告 <input type="checkbox"/> 安全が確保 <input type="checkbox"/> 程度が軽度	<input type="checkbox"/> 児童が保護拒否 <input type="checkbox"/> 他機関が 近日訪問予定 <input type="checkbox"/> DV・面前暴力 <input type="checkbox"/> 関係機関の反対 <input type="checkbox"/> 保護(送致) 調整が困難 <input type="checkbox"/> 特定妊婦

意思決定と判断理由

意思決定と判断理由の欄は、セーフティアセスメントの結果、どの時点（作成日時）で、どのような判断を下し、結果どのような対応をしたかの記録を残すための部分である。このセーフティアセスメントは、「一時保護または児相への通告/送致を検討するために、重篤であるかどうかを評価すること」が目的である。一方、「その評価の結果、どのような対応を行うか」は、マネジメントとして位置づけられる。マネジメントとは、「アセスメントの結果を参照した上で、人員体制・業務管理・一時保護所などとの調整といった様々な要因を考慮し、対応を決定すること」である。当然のことながら、現場では、アセスメントを受けて判断したことと、結果としてどのような対応を行ったかということは、一致する場合もあれば、一致しない場合もある。この意思決定欄は、アセスメントの結果にもとづき、どの時点でどのような判断を下し、その結果どのような対応をしたのか、すなわち「どのようなマネジメントが行われたのか」について、記録を残すことが目的である。

A. 一時保護(依頼)に関する入力時点の意思決定

入力時点の意思決定を、「在宅支援（市区町村の場合は要支援）」、「指導あり（要保護）」、「一時保護（児相への通告/送致）」のいずれかにチェックされたい。

B. 緊急出動を行ったか

実際に緊急出動を行ったかどうか、「はい」、「いいえ」のいずれかにチェックされたい。

C. 一時保護(児相への通告/送致)を行ったか

実際に、一時保護（市区町村の場合は児相への通告/送致）を行ったかどうか、選択肢の「はい」、「いいえ」のいずれかをチェックされたい。A. 一時保護(依頼)に関する入力時点の意思決定は、あくまで入力時点での組織の判断である。一方、C. 一時保護(児相への通告/送致)を行ったかでは、実際の対応結果を記録する。

一時保護（児相への通告/送致）が必要と判断しても、様々な理由で保護しなかったり保護できなかった（児相への通告/送致をしなかったりできなかった）場合がありえる。一方で、入力時点では必要なしと判断したが、様々な理由で一時保護（児相への通告/送致）をした場合もありえる。今後、判断と実際の対応に違いが見られた事例を検証し、判断基準と対応基準が妥当であるかを検討するために、対応結果をアセスメント情報と併せて蓄積していただきたい。

D. 一時保護(通告/送致)を行わなかった場合の判断理由

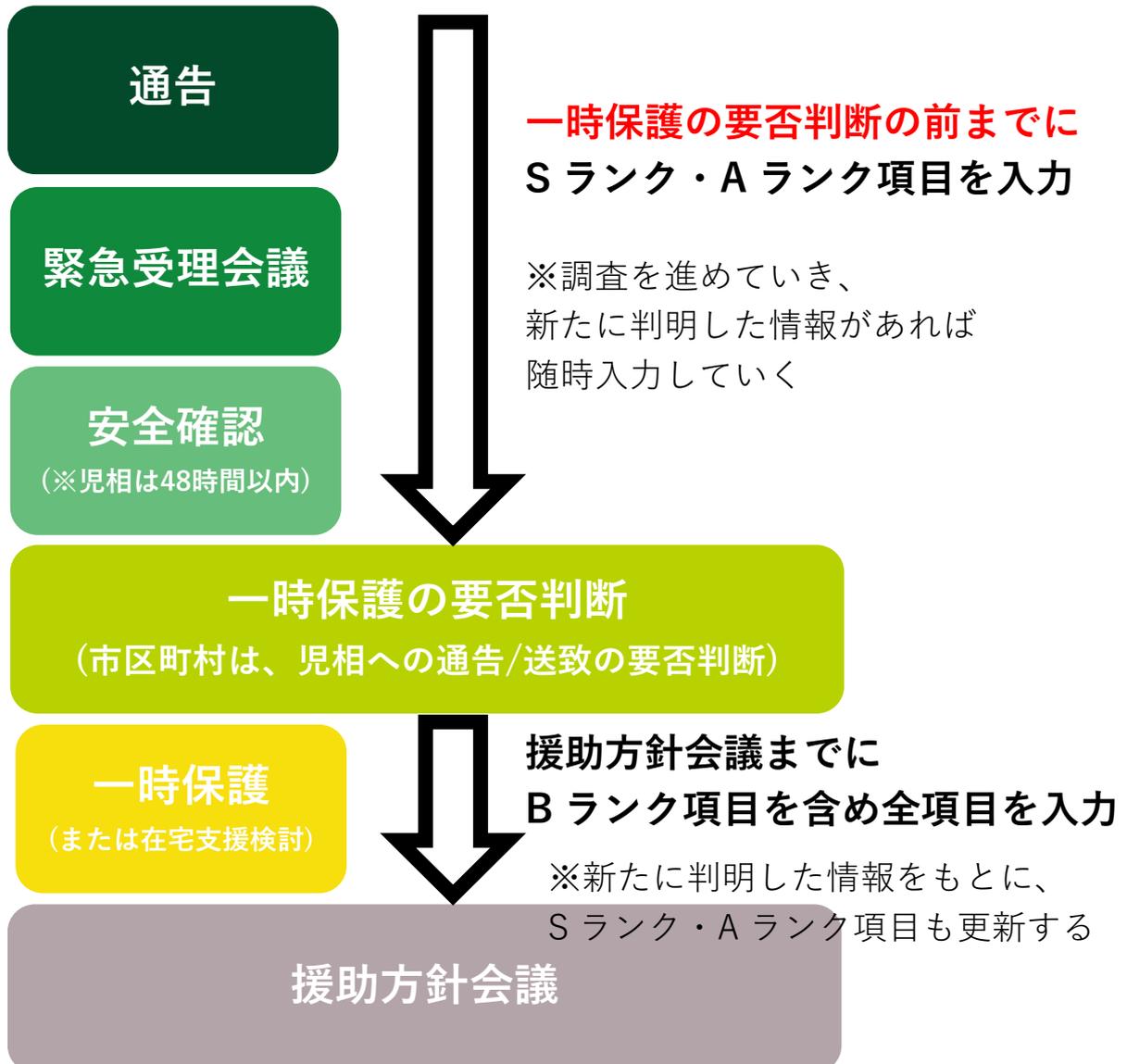
本項目は、一時保護（市区町村の場合は児相への通告/送致）を行わなかった場合のみ、その理由を選ぶか（複数選択可）、選択肢にない場合は自由記入欄に記入されたい。

選択肢は、児童相談所が保護（市区町村の場合は児相への通告/送致）をしなかった/できなかった場合に、理由として挙げられる代表的な事柄を、先行事例から列挙している。具体的には、「泣き声通告」、「児童が保護拒否」、「関係機関の反対」、「安全が確保」、「他機関が近日訪問予定」、「保護(送致)の調整が困難（保護所や保護委託先の調整を含む）」、「程度が軽度」、「DV・面前暴力」、「特定妊婦」を設けている。これらの全ての選択肢が、保護をしなかった正当な理由になるとは限らない。ただし、現場でこのような判断を迫られることが「事実」として起こっていることが考えられる。そのため、どのような場合に一時保護や児相への通告/送致をためらったのか、あるいはできなかったのかについて、事実確認のデータを集め、今後現場の業務実態に合わせて検証するために、この記入欄を設けている。

セーフティアセスメントツールへの入力タイミング

セーフティアセスメントツールへ入力するタイミングを、以下の図で示した。理想としては、情報が集まる度にセーフティアセスメントツールを更新し、判断に役立てることが望ましい。また、所内だけでなく、訪問先でも、重篤かどうかをリアルタイムで確認できることにより、その時々でより必要性の高い情報を集めるなど、効果的に調査を行うことができる。

紙媒体の場合、web画面のようにリアルタイムに変動するわけではないが、情報が集まる度に随時更新できずとも、少なくともSランク・Aランク項目については「**一時保護（または児相への通告/送致）の要否判断を行う前までに**」本ツールへの入力をお願いしたい。一部組織では、各種アセスメントツールを、保護を行った後に事後確認として使用している場合も多くみられるが、本来は、重篤かどうか評価するアセスメントが、保護の要否判断よりも先となる。本事業では、適切なアセスメントの活用を目指してツールを作成した。本事業の主旨をご理解の上、できる限り、一時保護（または児相への通告/送致）の要否を判断する前の段階で、本ツールを役立てていただきたい。



セーフティアセスメントツールを業務に役立てるために

児童相談所と市区町村の業務方針

セーフティアセスメントツールを使うために、以下のような業務方針が重要である。

◆子どもの安全に焦点を当てること

子ども虐待対応においては、虐待死亡事例を出さないことはもとより、子どもの安全を守ることが最優先課題である。児童相談所相談援助指針（P.129）では「リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと」とされている。保護者は子どもの安全と健全育成の第一の責任者であるが、保護者のみでそれが果たせないときは国・地方公共団体がその共同責任者となる。子どもの安全の追求と確保こそが、基本的な業務方針である。子どもの幸せな生活を考えるには、子どもの安全・安心がベースとして確立している必要がある。国・地方公共団体は、そのベースを守る重要な責任を持っており、社会を支える誇り高い役割がある。

◆加害者の発見・追及が目的ではない

虐待の加害者を特定し、加害責任を追及することが児童福祉の主目的ではない。児童相談所と市区町村は、養育者と子どもの安全について話し合うことが目的であり、子どもの安全が十分に確認出来ない場合は、子どもの安全が保障されておらず子どもの安全が疑わしい事態と判断する必要がある。

子ども虐待問題において、養育者の加害責任を重視する立場に立つと、子どもの安全を脅かす加害者を特定できない場合、児童相談所や市区町村は家庭に介入・関与する根拠が無いのかのように考えてしまう危険性がある。児童相談所や市区町村が子どもの保護に関わる理由は、子どもに関する安全が疑われるためでなければならない。

つまり、子ども虐待問題における児童相談所・市区町村の対応においては、加害者責任の追及ではなく、子どもの安全責任の追及に視点を置くことが重要である。

◆行政の無謬性にとらわれないこと

子どもの安全責任を追及する過程では、「行政の無謬性：行政組織は絶対に間違っていない」という考えにとらわれることが課題となる。行政の無謬性よりも、子どもの安全に疑いがあれば安全確保が最優先である。その結果として深刻な虐待の事実が確認されなかったとしても、調査のための一時保護は必要であり、常に子どもの安全を守ることが最優先である。

児童相談所による一時保護の留意事項

子どもの安全が脅かされている疑いがある場合には、児童相談所が一時保護を行うことが重要である。児童相談所の一時保護は強力な権限であるがゆえに、養育者の反発は避けられない。ただし、「養育者の反発が激しいから」、「子ども本人の同意が得られないから」、「子どもが一時保護所から脱走してしまう可能性があるから」、「関係機関の反発があるから」といって、一時保護をためらってはならない。そもそも一時保護の第一の目的は、児童相談所の判断によって子どもの安全を確保することであり、その判断において子ども本人・養育者の同意は必須要件ではない。

もちろん、子ども本人・養育者の同意を得られずに一時保護を行う場合には、子ども本人・養育者に対して十分な説明を行い、子どもの安全確保の必要性や、養育者が有する子どもの安全への責任について、理解と協力を得る努力を続けることが重要である。

◆一時保護の基準

これまでは、例えば子どもが加害を受けた事実を話すなど、実際に被害事実が観測された場合に保護するという傾向があった。しかし、子どもが話したことが全てとは限らない。また、そもそも子どもが事実を話せない場合には、適切な介入ができないということになる。

実際に観測された事象以外にも、「疑いがある」「（受傷などの）合理的な説明がない」場合にも、一時保護を要する。具体的には、以下①～③のいずれかに該当すれば、保護すべきである。

①それを引き起こした不適切な行為が確認されている

例：子どもからの開示、加害行為や受傷経緯が明確（加害者からの開示も含む）、目撃

②安全に関する疑いがある

例：転んだだけではできないような傷

③状況について合理的な説明がない、または経過不明

例：受傷経緯の合理的な説明がない、説明・証拠が信頼できない、事故の可能性がない

行政は、調査を行なって、子どもが安全ではないという観測できる確実な証拠を以てはじめ、保護すべきだと考えがちである。それでは、子どもから開示がない場合や、証拠不十分の場合には、たとえ本当はその子どもが危険な状況にあったとしても、保護できないということになる。しかし、児童福祉法第33条で、一時保護の根拠として「児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」と認められている。子どもの安全を脅かす重大な権利侵害の疑いがある場合には、「調査のために」一時保護を行う必要がある（「調査保護」と呼ばれる）。

市区町村から児童相談所への通告/送致

市区町村は、子ども虐待の通告において第一次的な窓口であり、軽度から中度の在宅での養育支援が主な対応となる虐待事例を担当する機関である。しかし、そのような対応においても、子どもの安全が疑わしい場合、児童相談所に一時保護の要否判断を仰ぐために通告を行うか、または問題が深刻な場合には、児童相談所へ一時保護を依頼（送致）することが求められる。市区町村では、本セーフティアセスメントツールを用いて、子どもの安全が疑わしくかつ重篤な事態であるかを評価し、児童相談所への通告または送致を行うかどうかを判断していただきたい。

また、児童相談所への通告・送致は、あくまでも「児童相談所へ一時保護要否の判断を依頼する」ことを意味する。本ツールにより、通告/送致が必要だと判断した場合でも、「保護を要請する」わけではないことに留意されたい。

児童相談所での一時保護の要否判断・

市区町村から児童相談所への通告/送致の要否判断の説明責任

通告受理機関である児童相談所と市区町村には、一時保護をはじめとした対応についての説明責任がある。その判断については、十分な客観的根拠が必要であり、さらに合議により組織決定されていることも重要となる。本セーフティアセスメントツールは、その判断を支える客観的根拠として開発された。しかし、一時保護が必要とされる項目に該当しても、一時保護（市区町村から児童相談所への通告/送致）をしない、できない場合も現実には起こり得る。そのような場合でも当該対応についての説明責任を有していることに変わりはない。両方でセーフティアセスメントツールを入力の上、児童相談所と市区町村が共同責任でリスクを把握し、子どもの安全を守ることが重要である。

判断が適切であったのかの検証として、継続的な組織内での進行会議やワーキンググループを通して、定期的な業務の振り返りが求められる。個々にどのような判断理由があったのかを児童相談所と市区町村の両機関でセーフティアセスメントツールへ記録し、データとして蓄積することが重要である。その上で、どのような観点から重篤かどうかの判断が異なっていたのか、検証を行っていく必要がある。そうした検証を重ね、全国の困難事例や死亡事例検証（Child Death Review）を踏まえた最新の知見に基づき、アセスメント項目も定期的に更新されることが重要である。